

平成25年度住民税の算出方法は…?

平成25年度の住民税（町・県民税）の納税通知書は今月送付します。（普通徴収分）
その算出方法は次のとおりです。

問 税務課町民税係内 2152

住民税が算出されるまでの具体例

住民税の計算のしかた
(平成24年1月1日から12月31日までの所得を基準に課税されます。)



設例

家族構成 夫 婦 子 ども 3 人 (妻 子 は 所 得 な し、 子 は 特 定 扶 養 親 族¹、 子 は 一 般 扶 養 親 族、 子 は 年 少 扶 養 親 族²)

- 1 特定扶養親族とは、扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方をいいます。
- 2 年少扶養親族とは、扶養親族のうち16歳未満の方をいいます。

平成24年中の収支

| | |
|---------------|------------|
| 収 入 | 5,340,000円 |
| 必 要 経 費 | 1,845,000円 |
| 国民健康保険等の支払額 | 420,000円 |
| 旧生命保険(一般)の支払額 | 100,000円 |

A 所得金額

(収入 - 必要経費) ... 収入が給与の場合は、簡易給与所得表により求めます。
収入金額... 5,340,000円
必要経費... - 1,845,000円
所得金額... = 3,495,000円 A

B 所得控除

ア 社会保険料控除 420,000円
イ 生命保険料控除 35,000円
ウ 配偶者控除 330,000円
エ 特定扶養控除(子) 450,000円
オ 一般扶養控除(子) 330,000円
カ 基礎控除 330,000円
アからカを合計します。計 1,895,000円 B
●住民税における所得控除額は、所得税の所得控除額とは異なります。
●16歳未満の方に対する扶養控除は、平成24年度から廃止となりました。

C 課税所得金額

Aの所得金額から、Bの所得控除額を引いた額
3,495,000円 - 1,895,000円
= 1,600,000円 C
この課税所得金額1,600,000円をもとに、右記の住民税額の計算を行います。

1 所得割額

- C × 税率 (県民税率... 4%、町民税率... 6%)
- 1 県民税 1,600,000円 × 4% = 64,000円 D
 - 2 町民税 1,600,000円 × 6% = 96,000円 E

2 税額控除

調整控除額の計算

Cの課税所得金額が200万円以下なので、
【表1】Aにより、次のと のいずれか小さい額を算出する。

控除額の差の合計額：33万円

(内訳：配偶者控除5万円、一般扶養控除5万円、特定扶養控除18万円、基礎控除5万円)

個人住民税の課税所得金額：160万円

の金額のほうが小さいので

$$330,000円 \times 5\% = 16,500円$$

よって、調整控除額は16,500円 となります。

- 1 県民税分 16,500円 × 2/5 = 6,600円 F
- 2 町民税分 16,500円 × 3/5 = 9,900円 G

3 均等割額

- 1 県民税 1,000円 H
- 2 町民税 3,000円 I

4 住民税額

(県・町民税をそれぞれ計算する)
【 所得割額 - 税額控除額 】 + 均等割

- 1 県民税 [D - F = (100円未満切り捨て)] + H
64,000円 - 6,600円 = 57,400円 + 1,000円 = 58,400円
- 2 町民税 [E - G = (100円未満切り捨て)] + I
96,000円 - 9,900円 = 86,100円 + 3,000円 = 89,100円
58,400円 + 89,100円 = 147,500円 ... 住民税額

【表1】税額控除(調整控除)の計算方法

A 合計課税所得金額が200万円以下の方
次のと のいずれか小さい額の5% (県民税2%、町民税3%) に相当する金額

右表の金額欄に掲げる金額を合算した金額
合計課税所得金額

B 合計課税所得金額が200万円超の方
の金額から の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (県民税2%、町民税3%) に相当する金額

右表の金額欄に掲げる金額を合算した金額
合計課税所得金額から200万円を控除した金額

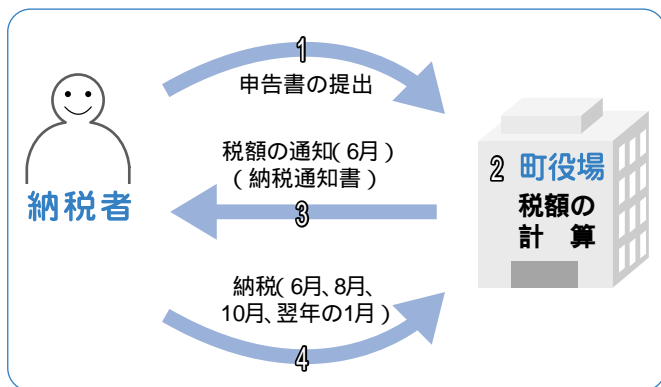
| 控除の種類 | 金額 | 控除の種類 | 金額 |
|--------|-----------|---------|------------------|
| 基礎控除 | 5万円 | 配偶者控除 | 一般 5万円 |
| | | | 老人 10万円 |
| 障害者控除 | 普通 1万円 | 配偶者特別控除 | 38万円超40万円未満 5万円 |
| | 特別 10万円 | | 40万円以上45万円未満 3万円 |
| | 同居特別 22万円 | | |
| 寡婦控除 | 一般 1万円 | 扶養控除 | 一般 5万円 |
| | 特別 5万円 | | 特定 18万円 |
| 寡夫控除 | 1万円 | | 老人 10万円 |
| 勤労学生控除 | 1万円 | 同居老親等 | 13万円 |

納税の方法

住民税（町・県民税）は、＜普通徴収＞＜給与からの特別徴収＞＜年金からの特別徴収＞のいずれかの方法で納税していただくことになります。

普通徴収（個人納付）

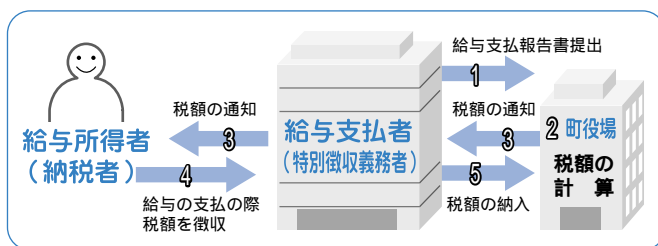
町から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



給与からの特別徴収

町から給与支払者（会社）を通して税額通知書が通知され、給与支払者が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。徴収は、6月から翌年5月までの12か月となっています。

年の途中で退職され、未徴収月分がある方は、普通徴収（個人納付）に切り替わる場合もあります。



年金からの特別徴収

公的年金にかかる住民税を、各支給月の公的年金から天引きする方法です。

【対象者】

4月1日現在で65歳以上の方のうち、住民税の納税義務があり、特別徴収の対象となる老齢年金等を受給している方

ただし、次の方は特別徴収の対象になりません。
 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない
 特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満である
 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える
 1月1日以後に町外に転出した

今年度から新規対象となる方

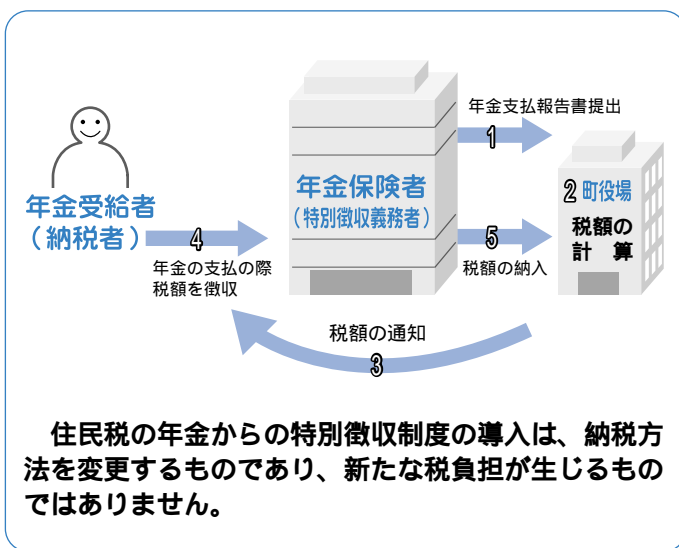
今年度から、上記の条件に該当し、新たに天引きの対象となる方は、10月より住民税の公的年金からの特別徴収が開始されます。（納税通知書の「年金分特別徴収税額」欄に金額が載っている方）

すでに年金天引きされている方

転出や税額変更等により、年度の途中で特別徴収が停止となった場合を除き、引き続き特別徴収となります。

その場合、25年度の住民税額が確定する前に、24年度の最後（本年2月分）の税額と同額が、同年4・6・8月分から仮に徴収されます。25年度の税額決定後、仮徴収で納めていただいた額の残りを、同年10・12・翌年2月で特別徴収し、調整させていただきます。

天引きされるのは、年金所得の金額から計算した住民税のみです。給与や不動産・事業所得など、その他の所得にかかる住民税は、これまでどおり給与からの特別徴収、または普通徴収（納税通知書）により納めていただきます。



住民税の年金からの特別徴収制度の導入は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

【対象となる年金】

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、退職年金などを含む全ての公的年金の所得に係る住民税が、老齢または退職を支給事由とする公的年金（老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等）から特別徴収されます。（障害年金や遺族年金は、特別徴収の対象になりません。）

すでに、納税通知書により特別徴収額をお知らせしている方でも、7月以降に他市町村への転出・税額の変更・年金の支給停止・介護保険料の特別徴収が中止された場合などは、特別徴収が中止になり、普通徴収により納めていただくことになります。